

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
取締役社長 中 川 晃 成

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年5月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

◎新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますので、郵送またはインターネット等での議決権行使をご検討ください。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前11時00分
2. 場 所 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通知3～4ページをご参照ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.jgroup.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年5月26日（木曜日）
午前11時

場 所 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。)

詳細は次ページをご参照ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後6時受付分まで

議 決 権 の 重 複 行 使 の 取 扱 扱 い	(1) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
---------------------------------	---

[ご留意事項]

- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年5月25日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」を入力することなく議

決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」および「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置が全国的に解除されたことにより、経済活動の制限が緩和され、人流も徐々に回復傾向となりました。一方で、直近では変異株発生に伴い今後の消費動向については一進一退の状態が続いており、依然として先行き不透明な状態が続いております。

外食産業におきましては、ワクチン接種が進み消費者のライフスタイルの変化によりテイクアウトやデリバリー需要が増加したことにより、外食需要の回復のテンポが弱まっており依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様や店舗スタッフへの安全面等を考慮し、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除された後店舗の営業を順次正常化しています。また、人員配置の適正化や生産性の向上、本社費用の削減に引き続き取り組むとともにアフターコロナを見据えた業態開発に注力いたしました。当連結会計年度の直営店の出退店におきましては、8店舗を新規出店し、12店舗をリニューアルし、21店舗を閉店いたしました。これらにより、2022年2月末日現在の業態数及び店舗数は、75業態130店舗(国内128店舗、海外2店舗)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を背景にした緊急事態宣言、まん延防止等重点措置および自治体からの時短営業や休業の要請などの影響を大きく受けたことにより4,703百万円(前年同期比29.8%減)となりました。売上高減少に伴い徹底したコスト管理を実施したものの営業損失は1,888百万円(前年同期は営業損失1,543百万円)となりました。また、特別利益として雇用調整助成金や休業協力金等の助成金収入2,559百万円、特別損失として営業自粛期間における店舗運営にかかる固定費等を1,133百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は602百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,352百万円)となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

a. 飲食事業

飲食事業におきましては、お客様の利便性や満足度の向上を図るべく、飲み放題の定額サービスやドミナント展開を活かした当社グループ店舗間での出前サービスに取り組みました。直営店舗の状況としては、2021年6月「焼肉人類」「まきびし」（愛知県刈谷市）、7月「華・桐」（名古屋市中区）、「博多かわ屋」（札幌市中央区）、8月「大阪王将」（名古屋市中区）、9月「博多かわ屋」（静岡県葵区）を新規オープンいたしました。

2021年4月に「八光」（京都府中京区）を「寿司と天ぷらとわたくし」、「沖縄料理58」（東京都渋谷区）を「サーモンパンチ」、5月に「MOUMOUバル」（静岡県葵区）を「サーモンパンチ」、6月「芋蔵BAR GIRI」（名古屋市中区）を「昔の矢場とん」、「PIT TAVERN」（名古屋市中区）を「メンタイキック」、「凧」（愛知県刈谷市）を「あげ松」、「芋蔵」（愛知県刈谷市）を「モツハラ」、「MOU MOU」（愛知県豊田市）を「サーモンパンチ」、7月「博多かわ屋」（東京都豊島区）を「サーモンパンチ」、11月「REGOLITH」（名古屋市中区）を「かまくらハンバーグスタンド」、「博多かわ屋」（仙台市青葉区）を「鶏が好きだと酒びたい」にリニューアルオープンいたしました。

また、2021年3月に「跳魚別館」、「芋蔵」（東京都港区）、「はかた屋」（名古屋市中村区）、「てしごと家」、「博多かわ屋」、「バーJD」、「京おでんBAR紬〜つむぎ〜」（名古屋市中区）、4月に「野球BAR ダイヤモンド」（名古屋市中区）、5月に「てしごと家」、「なもバー」（東京都港区）、「てしごと家」（横浜市中区）、7月「博多かわ屋」、「ほっこり」（静岡県葵区）、8月「ほっこり」（東京都中央区）、9月「THE WHISKY BAR EXIT」（名古屋市中区）、10月「二六丸」（名古屋市中区）、「芋蔵」（兵庫県姫路市）、11月「三枘三蔵はなれ」（仙台市青葉区）、「博多かわ屋」（東京都千代田区）、2022年2月「山田チカラHonolulu」（米国ハワイ州）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高3,184百万円（前年同期比6.0%減）、営業損失は1,173百万円（前年同期は営業損失1,857百万円）となりました。

b. 不動産事業

テナントビル「EXIT NISHIKI」や「j G金山」などの賃貸収入が安定的な収益に寄与いたしました。前期の不動産売却と当期の「ジュール亀島」(名古屋市中村区)を売却した影響を大きく受けました。

その結果、不動産事業における売上高2,052百万円(前年同期比52.6%減)、営業利益は158百万円(同86.9%減)となりました。

c. ブライダル事業

前年同期に比べ婚礼の施工組数や受注残数においては一定程度の回復の兆しは見られたものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けました。

その結果、ブライダル事業における売上高は257百万円(前年同期比3.1%減)、営業損失は63百万円(前年同期は営業損失109百万円)となりました。

d. その他の事業

卸売業及びサービスエリア事業等のその他の事業における売上高は430百万円(前年同期比152.0%増)、営業損失は49百万円(前年同期は営業損失5百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1,663百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金56百万円を含む）で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物 件 名	開業日・改装日
新規物件	焼肉人類	2021年6月
	まきびし	2021年6月
	華・桐	2021年7月
	大阪王将 黒川店	2021年8月
	博多かわ屋 静岡べつどころ呉服町	2021年9月
	大津SA	2021年10月
	Private Sauna EXIT	2022年2月
改装	サーモンパンチ 金山店	2021年3月
	寿司と天ぷらとわたくし	2021年4月
	サーモンパンチ 渋谷店	2021年4月
	サーモンパンチ 静岡店	2021年5月
	昔の矢場とん	2021年6月
	メンタイキック	2021年6月
	あげ松	2021年6月
	モツハラ	2021年6月
	サーモンパンチ 豊田店	2021年6月
	サーモンパンチ 池袋店	2021年7月
	かまくらハンバーグスタンド	2021年11月
	鶏が好きだと酒びたい	2021年11月

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年 2 月期)	第 19 期 (2020年 2 月期)	第 20 期 (2021年 2 月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2022年 2 月期)
売 上 高(千円)	15,056,169	14,210,706	6,700,762	4,703,780
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	15,589	8,030	△1,465,283	△1,900,433
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失(△)(千円)	61,277	△174,676	△2,352,399	△602,592
1 株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	7.21	△19.17	△249.33	△63.31
総 資 産(千円)	11,324,644	11,499,355	10,931,549	10,743,551
純 資 産(千円)	2,308,056	2,467,064	214,310	891,234
1 株当たり純資産額 (円)	250.11	252.36	14.27	△46.01

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年 2 月期)	第 19 期 (2020年 2 月期)	第 20 期 (2021年 2 月期)	第 21 期 (当事業年度) (2022年 2 月期)
売 上 高(千円)	3,139,895	3,350,910	4,493,093	2,127,634
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	59,406	194,013	588,875	△456,952
当期純損失(△)(千円)	△15,391	△15,981	△1,533,276	△623,468
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△1.81	△1.75	△162.51	△65.47
総 資 産(千円)	7,581,924	6,558,051	5,457,062	5,380,197
純 資 産(千円)	2,723,338	3,045,855	1,620,249	2,330,205
1 株当たり純資産額 (円)	309.02	326.08	168.23	105.06

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイプロジェクト	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイブライダル	10,000千円	100.0%	ブライダル事業
株式会社ジェイフィールド	5,000千円	100.0%	食品等の卸売業、広告代理業等
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD BANGKOK CO., LTD.	4,000千バーツ	85.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
KAKEHASHI, S. L. U.	74,710ユーロ	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	110,600千円	50.0%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	50.0%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社ジェイキャスト	20,000千円	100.0%	人材派遣業

(4) 対処すべき課題

当社グループの中核である飲食事業においては、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が抑制され、影響が多大に生じております。新型コロナウイルス収束の時期は未だ不透明であります。当面は不安定な営業が続くことを前提にコストの抑制と資金調達に努め、不測の事態に備え、現況を乗り越えることを最優先といたします。

その上で、以下の課題に取り組み、当社グループの強みである「人間力」「多業態展開」を大切にしながら、より競争力があり、永続できる会社に進化することを目指します。

① グループ全体の生産性向上

間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組みます。

② 店舗の魅力と生産性の向上

オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組みます。

③ 知恵と工夫を集結する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業、ブライダル事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

② 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

③ ブライダル事業

結婚式の企画運営、挙式・披露宴サービスの提供を行っております。

④ その他の事業

食品等の卸売業、製作・販促事業、人材関連サービス及びサービスエリア事業等を行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年2月28日現在)

本 社 名古屋市中区栄三丁目4番28号
東京オフィス 東京都豊島区南池袋一丁目23番1号
営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	17	東京都7店 愛知県5店 神奈川県2店 宮城県1店 静岡県1店 京都府1店
博多かわ屋	8	愛知県6店 東京都1店 静岡県1店
サーモンパンチ	7	愛知県4店 東京都2店 静岡県1店
吟醸マグロ	4	愛知県2店 東京都1店 神奈川県1店
きばくもん	4	愛知県4店
ほっこり	3	愛知県2店 東京都1店
その他	79	愛知県54店 東京都11店 静岡県3店 宮城県2店 京都府2店 千葉県2店 神奈川県1店 兵庫県1店 滋賀県1店 ニューヨーク1店 パルセロナ1店

(注) 店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	340 (120)名	74名減 (80名増)
不動産事業	1 (－)名	－ (－)
ブライダル事業	7 (－)名	－ (1名減)
その他の事業	41 (－)名	38名増 (－)
管理部門	38 (－)名	4名減 (－)
合計	427 (120)名	40名減 (79名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39(－)名	4名減(－)	40.1歳	9.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	3,341,304
株式会社日本政策金融公庫	1,757,780
株式会社商工組合中央金庫	1,252,843
株式会社滋賀銀行	114,222
株式会社三井住友銀行	108,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年2月28日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
	A種種類株式	1,000株
	B種種類株式	1,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	9,897,400株
	A種種類株式	300株
	B種種類株式	1,000株
③ 株主数	普通株式	21,453名
	A種種類株式	1名
	B種種類株式	1名
④ 大株主（上位10名）		

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	普通株式 1,747,700株 A種種類株式 300株	18.02%
サントリー酒類株式会社	普通株式 300,000株	3.09%
松永圭司	普通株式 249,600株	2.57%
安田博	普通株式 206,000株	2.12%
新田二郎	普通株式 200,000株	2.06%
林芳郎	普通株式 192,000株	1.98%
林裕二	普通株式 144,400株	1.49%
二村篤志	普通株式 132,000株	1.36%
石川智巳	普通株式 101,400株	1.05%
新田浩雅	普通株式 70,000株	0.72%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式200,153株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主には、自己株式（普通株式200,153株）は含まれておりません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	新田二郎	株式会社ジェイプロジェクト取締役
取締役社長	中川晃成	株式会社ジェイプロジェクト取締役 株式会社フードプラス・ホールディングス非常勤取締役
取締役副社長	林芳郎	株式会社ジェイプライダル代表取締役 株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役
常務取締役	林裕二	株式会社ジェイプロジェクト代表取締役
取締役	細野順三	freebalance株式会社代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社非常勤監査役 COMPANY X株式会社非常勤監査役 株式会社海帆非常勤監査役 株式会社テイクユー非常勤監査役
取締役	玉田貴彦	玉田貴彦税理士事務所代表 税理士 東陽監査法人社員
常勤監査役	安田博	株式会社ジェイプロジェクト監査役
監査役	安達幸子	
監査役	黒田和貴	黒田和貴税理士事務所代表 税理士 株式会社ジェイプライダル監査役

- (注) 1. 取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏は、社外監査役であります。
3. 監査役黒田和貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役細野順三氏、監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役である細野順三氏、監査役である安田博氏、安達幸子氏及び黒田和貴氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補されることとしております。当該保険の概要等は以下のとおりです。

1) 被保険者の範囲

当社取締役、監査役、業務執行役員、重要な使用人

2) 保険契約の内容の概要

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しております。

②店舗の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	92百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	17 (7)
合 計	8	109

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。
- 1) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
 - 2) 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
 3. 取締役の報酬限度額は、2004年5月26日開催の第3回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、別枠で、2013年5月29日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。
 4. 個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役 新田 二郎 がその具体的内容について委任を受けるものし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定についてのものとします。
これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役であるからです。
 5. 監査役の報酬限度額は、2004年5月26日開催の第3回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
 6. 無報酬の役員がいるため、役員の合計数と支給員数に差異が生じております。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は577千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、ソルト・コンソーシアム株式会社、COMPANY X株式会社、株式会社海帆及び株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役黒田和貴氏は、黒田和貴税理士事務所の代表を兼務し、株式会社ジェイブライダルの監査役であります。なお、株式会社ジェイブライダルは当社の子会社であります。また、黒田和貴税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (20回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 細野 順三	20回	100%	-	-
監査役 安達 幸子	20	100	13回	100%
監査役 黒田 和貴	20	100	13	100

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験・知見に基づき、コロナ禍における同業他社の動向等について、適宜、客観的視点から議案の審議に必要な発言を行っております。
- ・監査役安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。
- ・監査役黒田和貴氏は、税理士としての見識に基づき、主に財務及び会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

5. 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
- 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告する。
- 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
- コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
- 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
- 情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
- いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関連する資料等を書面または電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
- 本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
- 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
 - ・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
 - ・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
 - ・当社は、毎月1回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
 - ・当社の監査役は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
 - ・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
 - ・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
 - ・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査役の補助体制をとることとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受け

ず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査役が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役から要請がある場合はその事項を、監査役に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役会及び社内的重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ・ 監査役は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することができる体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
- ・ 監査役と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年4月20日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、幹部会議、本支店部長会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,927,912	流 動 負 債	3,084,546
現金及び預金	2,259,031	買 掛 金	70,690
売 掛 金	92,952	短 期 借 入 金	505,311
た な 卸 資 産	94,525	一年以内償還予定の社債	320,000
未 収 入 金	220,527	一年以内返済予定長期借入金	667,249
未収還付法人税等	77,305	未 払 金	913,141
そ の 他	217,765	リ ー ス 債 務	10,398
貸 倒 引 当 金	△34,194	未 払 法 人 税 等	8,368
固 定 資 産	7,811,187	未 払 消 費 税 等	27,425
有 形 固 定 資 産	6,299,419	株 主 優 待 引 当 金	6,764
建 物 及 び 構 築 物	2,379,878	資 産 除 去 債 務	27,392
工 具 器 具 備 品	209,978	預 り 金	395,732
土 地	3,620,761	そ の 他	132,071
リ ー ス 資 産	85,844	固 定 負 債	6,767,770
そ の 他	2,956	社 債	15,000
無 形 固 定 資 産	389,517	長 期 借 入 金	5,779,516
の れ ん	377,305	リ ー ス 債 務	1,800
そ の 他	12,211	繰 延 税 金 負 債	659,118
投 資 其 他 の 資 産	1,122,250	資 産 除 去 債 務	70,514
投 資 有 価 証 券	7,330	そ の 他	241,819
差 入 保 証 金	989,701	負 債 合 計	9,852,316
そ の 他	127,520	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△2,300	株 主 資 本	881,836
繰 延 資 産	4,451	資 本 金	50,000
社 債 発 行 費	4,451	資 本 剰 余 金	4,397,652
資 産 合 計	10,743,551	利 益 剰 余 金	△3,489,693
		自 己 株 式	△76,122
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△16,606
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△16,606
		非 支 配 株 主 持 分	26,004
		純 資 産 合 計	891,234
		負 債 純 資 産 合 計	10,743,551

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,703,780
売上原価	2,174,142
売上総利益	2,529,638
販売費及び一般管理費	4,417,798
営業損失	1,888,160
営業外収益	119,018
為替差益	16,896
金利スワップ評価益	19,621
協賛金	46,187
その他	36,312
営業外費用	131,291
支払利息	91,379
その他	39,911
経常損失	1,900,433
特別利益	2,616,894
固定資産売却益	1,439
受取保険金	31,525
関係会社株式売却益	24,318
助成金収入	2,559,611
特別損失	1,365,110
固定資産除却損	600
貸倒損	34,194
店舗閉鎖損	105,571
減損	27,944
店舗臨時休業による損失	1,133,843
商品評価損	62,956
税金等調整前当期純損失	648,648
法人税、住民税及び事業税	7,966
法人税等還付税額	87,741
法人税等調整額	83,062
当期純損失	651,936
非支配株主に帰属する当期純損失	49,343
親会社株主に帰属する当期純損失	602,592

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日 残高	1,594,287	1,518,259	△2,887,100	△76,122	149,324
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	650,000	650,000			1,300,000
新株の発行(新株予約権の行使)	17,552	17,552			35,105
親会社株主に帰属する当期純損失			△602,592		△602,592
資本金から剰余金への振替	△2,211,840	2,211,840			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△1,544,287	2,879,393	△602,592		732,512
2022年2月28日 残高	50,000	4,397,652	△3,489,693	△76,122	881,836

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2021年3月1日 残高	△12,043	△12,043	1,681	75,348	214,310
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					1,300,000
新株の発行(新株予約権の行使)					35,105
親会社株主に帰属する当期純損失					△602,592
資本金から剰余金への振替					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4,562	△4,562	△1,681	△49,343	△55,588
連結会計年度中の変動額合計	△4,562	△4,562	△1,681	△49,343	676,924
2022年2月28日 残高	△16,606	△16,606	-	26,004	891,234

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原 光 爵

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 修 文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,018,762	流動負債	1,685,533
現金及び預金	1,614,533	短期借入金	500,000
貯蔵品	2,863	一年以内償還予定の社債	260,000
前払費用	102,471	一年以内返済予定長期借入金	285,002
未収入金	208,269	リース債務	10,398
未収還付法人税等	77,305	未払金	535,294
その他	47,512	未払費用	1,843
貸倒引当金	△34,194	未払法人税等	884
固定資産	3,357,729	未払消費税	15,441
有形固定資産	1,962,238	株主優待引当金	6,764
建物及び構築物	508,395	預り金	62,753
車両運搬具	1,900	その他	7,150
工具器具備品	9,421	固定負債	1,364,458
土地	1,358,279	長期借入金	1,081,697
リース資産	84,242	リース債務	1,800
無形固定資産	5,774	預り保証金	74,172
商標権	2,082	関係会社事業損失引当金	205,000
ソフトウェア	3,422	その他	1,789
その他	270	負債合計	3,049,992
投資その他の資産	1,389,715	純資産の部	
投資有価証券	7,010	株主資本	2,330,205
関係会社株式	420,000	資本金	50,000
長期貸付金	4,601	資本剰余金	4,403,680
関係会社長期未収入金	1,437,768	その他資本剰余金	4,403,680
保険積立金	18,612	利益剰余金	△2,047,353
長期前払費用	22,769	繰越利益剰余金	△2,047,353
差入保証金	907,557	自己株式	△76,122
その他	11,466	純資産合計	2,330,205
貸倒引当金	△1,440,069	負債純資産合計	5,380,197
繰延資産	3,706		
社債発行費	3,706		
資産合計	5,380,197		

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,127,634
売 上 原 価	1,773,833
売 上 総 利 益	353,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	769,830
営 業 損 失	416,029
営 業 外 収 益	81,646
協 賛 金	928
賃 貸 料 収 入	27,117
提 携 料 収 入	45,274
そ の 他	8,326
営 業 外 費 用	122,570
支 払 利 息 割 引 料	33,977
賃 貸 料 原 価	25,048
そ の 他	63,544
経 常 損 失	456,952
特 別 利 益	45,088
関 係 会 社 株 式 売 却 益	33,000
助 成 金 収 入	12,088
特 別 損 失	279,174
固 定 資 産 売 除 却 損	600
関 係 株 式 評 価 損	20,000
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	205,000
貸 倒 損 失	53,574
税 引 前 当 期 純 損 失	691,039
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	912
法 人 税 等 還 付 税 額	87,741
法 人 税 等 調 整 額	19,257
当 期 純 損 失	623,468

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年3月1日 残高	1,594,287	1,524,287	-	1,524,287	△1,423,885	△1,423,885
事業年度中の変動額						
新株の発行	650,000	650,000		650,000		
新株の発行(新株予約権の行使)	17,552	17,552		17,552		
当期純損失					△623,468	△623,468
資本金から剰余金への振替	△2,211,840		2,211,840	2,211,840		
準備金から剰余金への振替		△2,191,840	2,191,840	-		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△1,544,287	△1,524,287	4,403,680	2,879,393	△623,468	△623,468
2022年2月28日 残高	50,000	-	4,403,680	4,403,680	△2,047,353	△2,047,353

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2021年3月1日 残高	△76,122	1,618,567	1,681	1,620,249
事業年度中の変動額				
新株の発行		1,300,000		1,300,000
新株の発行(新株予約権の行使)		35,105		35,105
当期純損失		△623,468		△623,468
資本金から剰余金への振替		-		-
準備金から剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,681	△1,681
事業年度中の変動額合計	-	711,637	△1,681	709,955
2022年2月28日 残高	△76,122	2,330,205	-	2,330,205

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原 光 爵

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 修 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、グループ監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月19日

株式会社ジェイグループホールディングス	監査役会
常勤監査役	安田 博 ㊟
監査役(社外監査役)	安達 幸子 ㊟
監査役(社外監査役)	黒田 和貴 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

1) 2021年3月に株式会社ジェイキャストを設立したこと及び株式会社ボカディレクションの定款に規定する事業目的の追加に伴い、当社定款第2条の事業目的に追加するものであります。

2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第12条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることその他の同法が定める要件を全て充足することを条件といたします。

3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (条文省略) 1. ～30. (条文省略) (新設) (新設) (新設)</p> <p>31. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～30. (現行どおり) 31. <u>グラウンドの整備・管理・運営</u> 32. <u>公園の整備・管理・運営</u> 33. <u>スポーツ施設、遊戯場施設、温泉浴場施設、サウナ風呂及び売店並びに宿泊施設の企画、経営、コンサルタント</u> 34. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(招集時期) 第12条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(招集時期) 第12条 (現行どおり) <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	にっ た じ ろう 新田二郎 (1966年10月12日生)	1991年3月 名古屋レジャー開発株式会社代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト設立代表取締役 2001年3月 有限会社ジェイプロジェクトを改組し、当社 設立 代表取締役社長 2001年8月 株式会社ジェイメディックス代表取締役 2002年4月 有限会社ジェイプライダル取締役 2005年11月 株式会社ジェイプライダル取締役 2008年3月 株式会社ジェイメディックス取締役 2011年3月 株式会社ディアジェイ代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイプロジェクト取締役（現任） 2020年5月 当社代表取締役（現任）	普通株式 200,000株
2	なか がわ あき なり 中川晃成 (1965年6月20日生)	1989年4月 大阪ガス株式会社入社 2005年10月 株式会社キンレイ取締役外食カンパニーCEO 2013年7月 株式会社KRフードサービス代表取締役社長 2018年12月 株式会社KRホールディングス代表取締役社長 2019年7月 当社社長執行役員 2020年5月 当社取締役社長（現任） 同 株式会社ジェイプロジェクト取締役（現任） 2020年10月 株式会社フードプラス・ホールディングス社 外取締役（現任）	普通株式 7,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	はやし よし ろう 林 芳 郎 (1965年5月11日生)	1988年6月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1996年9月 株式会社ジェイメディックス設立代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社取締役 2001年8月 株式会社ジェイメディックス取締役 2002年4月 有限会社ジェイプライダル設立代表取締役 同 当社常務取締役 2005年4月 当社専務取締役経営企画室長 2005年11月 株式会社ジェイプライダル代表取締役 (現任) 2006年8月 当社専務取締役経営企画担当 2008年8月 当社専務取締役経営企画、店舗開発担当 2012年9月 当社取締役副社長 2014年2月 株式会社ジェイグループインターナショナル 代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイフィールド代表取締役(現 任) 2017年11月 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締 役(現任) 2019年7月 当社取締役副社長執行役員 2020年5月 当社取締役副社長(現任)	普通株式 192,000株
4	はやし ゆう じ 林 裕 二 (1972年4月26日生)	1992年8月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社入社第三営業部長兼社長室長 2003年3月 当社東京支店長 2004年5月 当社取締役東京支店長 2005年4月 当社常務取締役東京支店長 2007年1月 当社常務取締役営業担当 2012年9月 当社常務取締役 同 株式会社ジェイプロジェクト代表取締役 (現任) 2017年8月 株式会社Second ENGINE代表取締役 2019年7月 当社取締役常務執行役員 2020年5月 当社常務取締役(現任)	普通株式 144,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	ほそ の じゅん ぞう 細野 順三 (1971年10月26日生)	1997年3月 株式会社財務工房入社 2000年3月 ニューブリッジ株式会社入社 2001年5月 同社取締役 2004年11月 freebalance株式会社代表取締役(現任) 2005年4月 ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役(現任) 2007年5月 当社社外監査役 2013年6月 株式会社海帆非常勤監査役(現任) 2014年2月 COMPANY X株式会社非常勤監査役(現任) 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2017年10月 株式会社ファッズ社外取締役 2017年11月 株式会社テイクユー非常勤監査役(現任)	普通株式 8,000株
6	たま だ たか ひこ 玉田 貴彦 (1970年9月29日生)	1995年11月 株式会社アタックス入社 1998年1月 三優監査法人入社 1999年11月 公認会計士登録 2000年9月 朝日監査法人(現:有限責任あずさ監査法人) 入社 2006年7月 株式会社ジェイプロジェクト入社 2008年7月 東陽監査法人入社 2009年7月 税理士登録 同 玉田貴彦税理士事務所開設所長(現任) 2018年8月 東陽監査法人社員(現任) 2020年5月 当社取締役(現任)	普通株式 1,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細野順三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 細野順三氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容等に精通してこられた経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 細野順三氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、7年になります。
5. 当社は、細野順三氏との間で、会社法第427条1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、再任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
6. 細野順三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役安達幸子氏及び黒田和貴氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	あ だ ち さ ち こ 安 達 幸 子 (1955年4月14日生)	1976年4月 ビクター音楽産業株式会社入社 1985年12月 日本レヂャー開発株式会社入社 1992年3月 ノヴァトレーディング株式会社 取締役業務部長 1996年8月 株式会社いち花取締役業務部長 2005年5月 当社監査役 2007年5月 当社常勤監査役 2020年5月 当社監査役(現任)	普通株式 40,000株
2	く ろ だ か ず た か 黒 田 和 貴 (1959年1月2日生)	1981年4月 丸大食品株式会社入社 1994年2月 税理士登録 1995年4月 黒田和貴税理士事務所開業代表(現任) 1999年8月 株式会社ジェイメディックス監査役 2004年5月 当社監査役(現任) 2005年11月 株式会社ジェイブライダル監査役(現任) 2010年4月 株式会社ジェイトレード監査役 2011年9月 株式会社ジェイキャスト監査役	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達幸子氏、黒田和貴氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は安達幸子氏と黒田和貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 安達幸子氏は、主にコーポレートガバナンスの見地から、当社グループ全体の経営監視をお願いするとともに、他社での業務執行取締役としての経験等を活かした有効な助言を期待し選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって17年であります。
4. 黒田和貴氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有し、財務及び会計に精通しており、会社経理を統轄する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって18年であります。
5. 当社は、安達幸子氏、黒田和貴氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、再任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として、フロンティア監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が、フロンティア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、監査体制及び独立性、内部監査体制や監査報酬等を総合的に勘案して適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

- | | |
|---------|---|
| ①名称 | フロンティア監査法人 |
| ②事業所所在地 | 東京都品川区西五反田二丁目25番3号 |
| ③沿革 | 2007年2月14日設立 |
| ④概要 | 出資金 10百万円
構成人員 代表社員 7名
監査対象の上場会社数 10社 |

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地：名古屋市西区牛島町6-1
会場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室
電話：052-990-2732



交通 JR名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩5分

お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なんとぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。